

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 屋敷内にある果樹の評価

Q：私は父から居住用宅地を相続しました。その宅地内には父が生前植えた柿と栗の木があり、毎年実がなっています。

ところで、庭木は庭園設備として評価すると聞いたのですが、屋敷内にある果樹はどのように評価するのでしょうか。

A：屋敷内にある果樹等でその数量が少なく、かつ収益を目的として所有するものではないものについては、評価しません。

【解説】

庭園設備といっても、天下の名園とされるものから、一般の家庭にある庭の設備まであります。課税の対象となる庭園とは、相当高額な客観的価値を有するものをいい、一般の家庭にある庭の設備までを積極的に評価して相続税や贈与税の課税対象とする趣旨ではありません。

したがって、庭石や燈籠などの設備があり、庭園といわれるような庭にある果樹等で、庭園設備を構成するものについては、果実を生む果樹としてではなく、庭園設備を構成する一部分として一括して評価の対象としますが、一般の家庭にある庭の果樹等は、通常、数量も少なく、収益目的でもないもので、庭園設備としてではなく、果樹等として評価することになるものの、その価額は極めて少額と認められるので評価しないことになっています。

